

「都市開発資金融通特別会計」

都市開発資金融通特別会計の業務等についての情報

1. 設置目的

「都市開発資金融通特別会計」は、都市施設用地の先行取得資金や市街地再開発事業等資金などを、国が低利又は無利子で地方公共団体、市街地再開発組合等に貸し付ける「都市開発資金貸付」を実施するため、財政融資資金及び一般会計等からの資金の受入れと必要な資金の貸付けという特別の相互関係にある収支の計算を明確にする「資金融通特別会計」として、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号。以下「法」という。)附則第66条第25号の規定による廃止前の「都市開発資金融通特別会計法」(昭和41年法律第50号)に基づいて設置されたものである。

なお、この会計は、法附則第66条第25号の規定により本年度限り廃止されたので、その際この会計に所属していた権利義務は、法附則第248条第3項の規定により、法附則第67条第1項第3号の規定により設置された都市開発資金融通特別会計に帰属させることとした。

また、昭和62年度からは、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会资本の整備の促進に関する特別措置法」(昭和62年法律第86号)に基づく国の無利子貸付事業に要する経費についても経理を行っている。

- ・根拠条文 「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)
(法律の廃止)

附則第66条 次に掲げる法律は廃止する。

25 都市開発資金融通特別会計法 (昭和41年法律第50号)

(暫定的に設置する特別会計)

附則第67条 次の各号に掲げる特別会計を、この法律の施行の日から当該各号に定める年度の末日までの期間に限り、設置する。

3 都市開発資金融通特別会計 平成19年度

(都市開発資金融通特別会計法の廃止に伴う経過措置)

附則第248条

3 この法律の施行の際、旧都市開発資金融通特別会計に所属する権利義務は、暫定都市開発資金融通特別会計に所属するものとする。

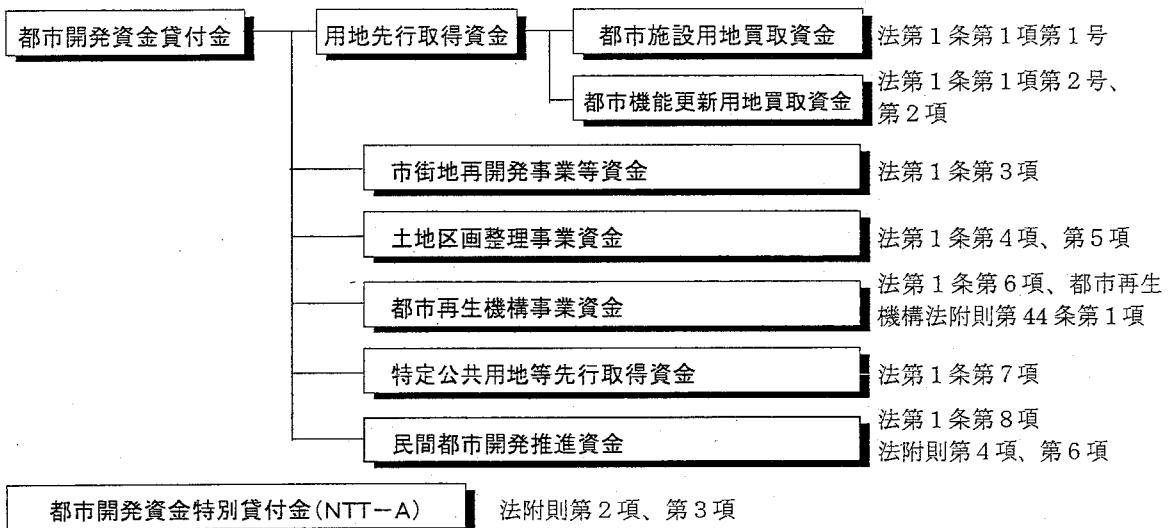
(都市開発資金融通特別会計設置の目的)

附則第94条 都市開発資金の貸付けに関する経理は、この法律の施行の日から平成19年度の末日までの間、第198条第1項並びに附則第54条第1項及び第5項の規定にかかわらず、都市開発資金融通特別会計にて行うものとする。

2. 経理対象

本特別会計においては、融通業務が目的であることから、貸付金の歳出規模を予算額で定め、その財源として必要な財政融資資金からの借入金及び一般会計からの受入金等を経理する。併せて、貸付金の地方公共団体等からの償還金回収及び国債整理基金特別会計等への繰入を経理するなど都市開発資金貸付の一連の融通業務をすべて経理する。

3. 都市開発資金の構成



・根拠法令 「都市開発資金の貸付けに関する法律」（昭和41年法律第20号）

4. 制度概要

(1) 用地先行取得資金 [有利子貸付]

地方公共団体等が行う道路、公園等の用地、再開発事業等の面整備事業の種地等を先行取得するために必要な資金を、地方公共団体に対し、低利で貸付けを行う。

(2) 市街地再開発事業等資金 [無利子貸付]

市街地再開発組合・個人施行者・再開発会社及び保留床管理法人に対し地方公共団体が無利子貸付けを行う場合に、その資金の一部について無利子貸付けを行う。

(3) 地区画整理事業資金 [無利子貸付]

地区画整理組合・個人施行者及び区画整理会社が行う地区画整理事業の施行に必要な資金、並びに施行者から保留地を取得して運営する一定の法人に対する保留地の取得に必要な資金の貸付けを行う地方公共団体に対し、その資金の一部について無利子貸付けを行う。

また、地区画整理区組合から地区画整理事業を引き継いで施行することとなった地方公共団体に対し、必要な資金の無利子貸付けを行う。

(4) 都市再生機構事業資金 [無利子貸付]

都市再生機構が行う面的整備事業を対象に、都市再生機構に対し無利子貸付けを行う。

(5) 特定公共用地等先行取得資金 [有利子貸付]

直轄・都市再生機構等事業の用地の円滑な取得推進を図るために、直轄・都市再生機構等事業の事業予定地及びその代替地を先行取得するために必要な資金を、土地開発公社に対し、低利で貸付けを行う。

(6) 民間都市開発推進資金 [無利子貸付]

昭和62年度に、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、もつて地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする民間都市開発推進機構が設立され、同年から同機構に対し機構が行う業務に対する資金の一部として無利子貸付けを行っている。

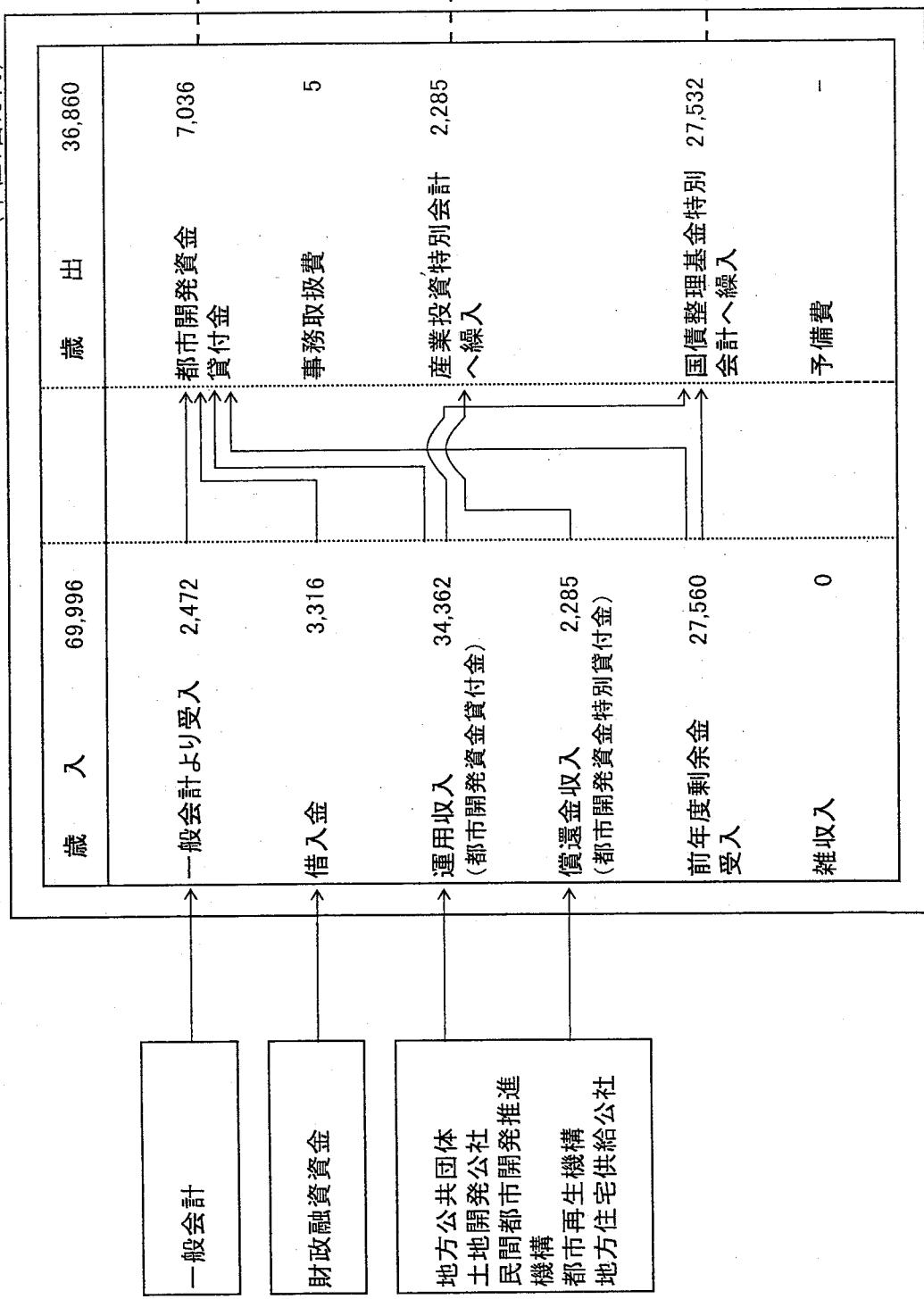
(7) 都市開発資金特別貸付金 (NTT-A) [無利子貸付]

日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用により、公園、下水道等の社会資本の整備を推進するため、民間都市開発推進機構の業務に要する資金又は独立行政法人都市再生機構が行う一定の事業に要する資金の無利子貸付けを行う。

5. 歳入歳出決算の概要

都市開発資金融通特別会計の仕組み(平成18年度決算)

(単位:百万円)



(注) 百万円未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。

「都市開発資金金融通特別会計 平成18年度財務書類」

貸借対照表

都市開発資金金融通特別会計

(単位：百万円)

	前会計年度 (平成18年3月31日)	本会計年度 (平成19年3月31日)		前会計年度 (平成18年3月31日)	本会計年度 (平成19年3月31日)
<資産の部>					
現金・預金	27,560	33,136	未払費用	16	12
未収収益	51	38	借入金	83,571	60,607
貸付金	302,267	274,119	他会計繰戻未済金	248,917	249,104
			負債合計	332,506	309,724
<資産・負債差額の部>					
			資産・負債差額	△ 2,627	△ 2,431
資産合計	329,879	307,293	負債及び資産・負債差額合計	329,879	307,293

業務費用計算書

都市開発資金融通特別会計

(単位：百万円)

	前会計年度 自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日	本会計年度 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日
庁費等	6	5
その他の経費	0	0
支払利息	1,978	1,248
本年度業務費用合計	1,985	1,254

資産・負債差額増減計算書

都市開発資金金融通特別会計

(単位：百万円)

	前会計年度 自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日	本会計年度 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日
I 前年度末資産・負債差額	△ 2,735	△ 2,627
II 本年度業務費用合計	△ 1,985	△ 1,254
III 財源		
自己収入	2,093	1,450
貸付金利子収入	2,093	1,450
その他の財源	2,093	1,450
IV 無償所管換等	0	0
V 資産評価差額	-	-
VI その他資産・負債差額の増減	-	-
VII 本年度末資産・負債差額	△ 2,627	△ 2,431

区分別収支計算書

都市開発資金金融通特別会計

(単位：百万円)

	前会計年度 自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日	本会計年度 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日
I 業務収支		
1 財源		
貸付金利子収入	2,209	1,463
貸付金の回収による収入	47,804	35,184
その他の収入	0	0
一般会計からの受入	3,821	2,472
前年度剰余金受入	<u>23,903</u>	<u>27,560</u>
財源合計	<u>77,738</u>	<u>66,680</u>
2 業務支出		
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）		
産業投資特別会計への繰入	△ 2,940	△ 2,285
貸付けによる支出	△ 9,312	△ 7,036
疗費等の支出	△ 6	△ 5
その他の支出	△ 0	△ 0
業務支出（施設整備支出を除く）合計	<u>△ 12,260</u>	<u>△ 9,327</u>
(2) 施設整備支出合計		
業務支出合計	△ 12,260	△ 9,327
業務収支	65,478	57,352
II 財務収支		
借入れによる収入	4,775	3,316
借入金の返済による支出	△ 40,592	△ 26,280
利息の支払額	<u>△ 2,100</u>	<u>△ 1,252</u>
財務収支	<u>△ 37,917</u>	<u>△ 24,216</u>
本年度収支	27,560	33,136
翌年度歳入繰入	27,560	33,136
収支に関する換算差額		
資金本年度末残高	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	-	-
本年度末現金・預金残高	27,560	33,136

注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準、計算方法

貸倒引当金

貸倒引当金については、債権ごとの回収可能性を勘案して計上している。

2. 追加情報等

(1) 出納整理期間

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 各財務書類における表示科目の内容等

① 貸借対照表における表示科目

- 「現金・預金」には、現金及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「法」という。）附則第259条の規定に定められている一般会計への繰入額を計上している。
- 「未収収益」には、地方公共団体及び土地開発公社に対する貸付金利子に係る未収利息を計上している。
- 「貸付金」には、地方公共団体等に対する都市開発資金貸付金、民間都市開発推進機構等に対する都市開発資金特別貸付金等を計上している。
- 「未払費用」には、借入金利子に係る未払費用を計上している。
- 「借入金」には、法附則第66条第25号の規定による廃止前の都市開発資金融通特別会計法（昭和41年法律第50号。以下「旧法」という。）第12条第1項の規定による都市開発資金貸付金の財源の一部を計上している。
- 「他会計繰戻未済金」には、一般会計及び産業投資特別会計からの貸付金財源受入金を計上している。
- 「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

② 業務費用計算書における表示科目

- 「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない費用の合計額を計上している。
- 「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- 「支払利息」には、国債整理基金特別会計に対する借入金利子を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- 「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
- 「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- 「貸付金利子収入」には、地方公共団体及び土地開発公社に対する貸付金利子に係る収入を計上している。
- 「その他の財源」には、雑収入を計上している。
- 「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

④ 区別収支計算書における表示科目

- ・「貸付金利子収入」には、地方公共団体・土地開発公社に対する貸付金利子に係る収入を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、地方公共団体・土地開発公社・民間都市開発推進機構からの都市開発資金貸付金の回収（償還）額、及び地方住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構・民間都市開発推進機構からの都市開発資金特別貸付金の償還額を計上している。
- ・「その他の収入」には、雑収入を計上している。雑収入には、被保険者負担金がある。
- ・「一般会計からの受入」には、旧法第3条の規定による都市開発資金貸付金の財源の一部に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計からの受入」には、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第7条第5項の規定による都市開発資金特別貸付金の財源に充てるための産業投資特別会計からの受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、旧法第8条の規定による、前年度の決算上生じた剰余金の繰入を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、旧法附則第4項の規定による都市開発資金特別貸付金の償還金に相当する額を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、本年度に地方公共団体、土地開発公社、独立行政法人都市再生機構、民間都市開発推進機構に対して貸付けを行ったことによる支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「借り入れによる収入」には、旧法第12条第1項の規定による都市開発資金貸付金の財源の一部を計上している。なお、借換えは行っていない。
- ・「借入金の返済による支出」には、財政融資資金からの借入金の元本返済に係る国債整理基金特別会計への支払額を計上している。
- ・「利息の支払額」には、財政融資資金からの借入金の利子に係る国債整理基金特別会計への支払額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」は、法附則第259条の規定による一般会計への繰入額及び法附則第248条の規定による本年度決算上の剰余金の繰入額を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」は、当会計年度の現金・預金残高であり、貸借対照表の「現金・預金」と一致している。

(3) その他特別会計の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 単位未満の計数の切捨て及び100万円未満の計数の表示等
 - ・金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。
 - ・100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内容	前年度 末残高	本年度 末残高	差額
現金	27,560	33,136	5,576

② 貸付金の明細

(単位：百万円)

貸付先	前年度 末残高	本年度 増加額	本年度 減少額	本年度 末残高	貸付事由等
地方公共団体	108,478	5,032	28,324	85,186	都市開発資金貸付金
土地開発公社	5,928	196	1,468	4,655	都市開発資金貸付金
住宅供給公社	183	-	16	166	都市開発資金特別貸付金
都市再生機構	35,035	545	-	35,580	都市開発資金貸付金
	3,346	-	313	3,033	都市開発資金特別貸付金
小計	38,381	545	313	38,613	
民間都市開発 推進機構	59,223	1,263	3,105	57,381	都市開発資金貸付金
	8,671	-	1,955	6,715	都市開発資金特別貸付金
	81,400	-	-	81,400	都市開発事業用地取得推進資金貸付金
小計	149,295	1,263	5,060	145,497	
合計	302,267	7,036	35,184	274,119	

③ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度 末残高	本年度 増減額	本年度 末残高	前年度 末残高	本年度 増減額	本年度 末残高	
貸付金							
徴収停止債権	-	-	-	-	-	-	-
履行期限到来等 債権	302,267	△ 28,148	274,119	-	-	-	債権ごとの回収可能性 を勘案して計上している。
上記以外の債権	-	-	-	-	-	-	-
合計	302,267	△ 28,148	274,119	-	-	-	-

(2) 負債項目の明細

① 借入金の明細

(単位：百万円)

借入先	前年度 末残高	本年度 増加額	本年度 減少額	本年度 末残高
財政融資資金	83,571	3,316	26,280	※ 60,607
合計	83,571	3,316	26,280	60,607

※うち一年以内の返済予定額20,757百万円

② 他会計繰戻未済金の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度 末残高
繰戻未済金	一般会計	239,188
繰戻未済金	産業投資特別会計	9,915
合 計		249,104

2. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	金額
雑収入	雑収入	0
合 計		0

3. 区別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	金額
雑収入	雑収入	0
合 計		0

参考情報

① 機会費用に関する情報

貸付金の原資等として受け入れた受入金に係る機会費用は以下のとおりです。
なお、算定利回りは、当該年度末における 10 年利付国債利回りとなっております。

249,104 百万円（「他会計繰戻未済金」）×1.650% = 4,110 百万円

